

# 土木森林環境委員会会議録

日時 令和2年3月6日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後1時52分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 宮本 秀憲  
副委員長 市川 正末  
委員 望月 勝 白壁 賢一 大柴 邦彦 遠藤 浩  
土橋 亨 藤本 好彦 鷹野 一雄

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 丹澤 尚人 林務長 島田 欣也  
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 保坂 陽一  
森林環境部技監 金子 景一  
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭  
森林環境総務課長 前島 斉 大気水質保全課長 渡辺 延春  
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 関 尚史  
林業振興課長 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀  
治山林道課長 山田 秋津

議題

(付託案件)

第19号 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例中改正の件  
第44号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

(調査依頼案件)

第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの  
第28号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算  
第35号 令和2年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順により行うこととし、午前10時01分から午後1時52分まで森林環境部関係(途中、午前11時51分から午後1時30分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※調査依頼案件

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(やまなし「水」ブランドプロモーション事業費について)

遠藤委員

まず3ページです。水政策ビジョン推進事業費についてお尋ねいたします。  
(1)のマル新であります。水のブランドプロモーション事業ということでもありますけれども、山梨の水の魅力を発信するということに対して、非常に重要な部分だと思っています。今年度、水のPRとして、新聞広告を出して、それが全国紙のアワードで入賞されたということもあったように記憶しているんですが、今回、この事業はどんな内容でやるのかお伺いをいたします。

前島森林環境総務課長 この事業につきましては、本県の水のよさを評価いたしまして、県内で事業活動を行っている企業の経営者と知事が対談をいたしまして、その内容とともに地場産品や観光地を経済雑誌に掲載いたしまして、本県の水の魅力を広くPRする事業でございます。

遠藤委員

事業内容は経営者と知事の対談を経済雑誌に出すということですが、その経済雑誌がどういう雑誌なのか。また、対談内容がどんな内容なのか。

前島森林環境総務課長 経済雑誌につきましては、まだ、決定ではございませんけれども、候補といたしまして「プレジデント」「日経ビジネス」「週刊ダイヤモンド」などが候補になっております。

もう一つ、どのようなPRをとということでございますが、まずは企業立地をしている経営者との対談でございますので、企業立地の決め手となった水のよさ、水から生まれる商品、東京から近く観光地としても魅力がある、そして移住先としてもすぐれている、こういったことをPRしてまいりたいと考えています。

遠藤委員

企業は、観光から製造などいろいろな業種にわたると思いますが、どの規模、どのくらいの人数、企業側の対象者を想定しているんでしょう。

前島森林環境総務課長 企業名はまだどこの企業ということを検討しておりませんが、やはり、こういったPRにつきましては、非常に知名度のある企業ということと、山梨にゆかりのある企業ということがございますので、そういった点を踏まえまして決定してまいりたいと考えております。

遠藤委員

水は全ての原点だと思います。農業から産業など、いろんな分野に波及すると思うので、より幅広い観点からPRしていただきたいと思います。

(シカ食害対策のための調査研究について)

それからもう一つ、その下にあります鹿の食害対策ということですが、何年か前に簡易水道の取水するところに動物の死骸があって、水質が悪いところもあるという話を聞いたことがあります。こういったことを防止するための研究ということですが、現状はどうなっているのか、お願いいたします。

前島森林環境総務課長 当該事業につきましては、捕獲したニホンジカにGPSをつけたり、ドローンで上空から搜索するというので、ニホンジカがいつ、どこに、何度出るかという行動のパターンを把握いたしまして、効率的な捕獲につなげるということでございます。

この事業につきましては、今年度から5年間実施するものでございますので、現在はニホンジカにGPSをつけて行動パターンを研究しているという段階でございます。

遠藤委員 もう一つは、今の被害状況というんですかね、こんなことがありましたといったことがわかっていればお願いします。

前島森林環境総務課長 鹿の被害につきましては、下草を食べてしまうということ、あと芽を食べてしまうということで、特に下草を食べてしまいますと、どうしても地肌が露出してしまいます。そこから大雨等が降ると土砂が流れてしまうということがございまして、やはり水源涵養にとっては非常に悪い状況になります。そういった現状がございまして。

(おもてなし森林景観創出事業費について)

遠藤委員 わかりました。

次に、34ページのおもてなし森林景観創出事業ですが、これは登山者とか旅行者に対する事業ということですが、事業内容としては支障木の伐採、看板・ベンチの設定ということですが、この事業をすることによって、登山者や旅行者に対してどういう効果があるのか、何か具体的にわかればお願いします。

斉藤県有林課長 県内を訪れる観光客が、総数で申しますと、平成25年の2,967万8,000人から平成30年の3,568万人とふえております。一概にこの事業をやっているから総数がふえているわけではございませんけれども、調査の中でアンケートをとりますと、自然を楽しむという意見が平成25年度から33.6%、さらに平成30年は49.8%とふえておりますので、利用客にとって自然に親しむ機会がふえていることが実績としてあらわれていると思われま

遠藤委員 実績が数字として出てきているということでありましてけれども、今回、場所はどのようなところを想定しているのか、お伺いいたします。

斉藤県有林課長 今年度につきましては、6カ所予定してございます。まず、精進ヶ滝の遊歩道沿いの展望スペース。夜叉神峠の歩道。南アルプス市の両俣の大樺沢のつり橋付近。中央市のたいら山の山頂。早川町の七面山登山道。もう一つは富士川町の楡形山登山道でございます。いずれも眺望伐採であり、ベンチ等を設置

する箇所もございます。

遠藤委員 その選定理由ですけれども、観光の所管部局とやりとりがあって決めたのか。今後のこともあるのですけれども、今後どのような場所を選んでいくのか。

斉藤県有林課長 この事業につきましては、まず市町村等に要望箇所を照会しております。それに基づきまして、観光部と連携しております、自然保護の分野や観光分野の専門家で構成しております、選定会議というものがございます。その選定会議におきまして、事業箇所の選定を行っているところでございますけれども、引き続き、市町村等に要望を上げていただいて、選定会議の意見を聞きながら、よりよい適性の場所を選定し、県外の皆様や観光客の皆さんに、森林の景観を楽しむ機会や場所をつくっていきたいと考えているところでございます。

遠藤委員 自然の魅力だけではなくて、おもてなし。よその地域に行って思うんですけれども、観光客の訪れるところでは、比較的周りをきれいにしているという部分があって、やはり人が行くところというのはそれなりの受け入れ体制があってということだと思ふので、この事業は非常に有効だと思います。今後とも引き続きお願いしたいと思います。

(ツキノワグマ生息数モニタリング調査費について)

藤本委員 森の21ページの、ツキノワグマ生息数のモニタリング調査についてお伺いします。県のホームページにも載っていたんですけど、令和元年度のツキノワグマの目撃件数というのが、記録が残る平成18年以降では、過去最高となる205件を記録しているということですが、一方で、生息数の減少が県民から大変危惧されているということをお伺いします。そこで、県ではこのツキノワグマ保護管理指針を策定して、地域個体群の将来にわたっての存続と、人間とのあつれきの軽減の両立というのを目指しているようですが、まず、本県におけるツキノワグマの生息実態、それと出没目撃情報の推移がこここのところどうなっているのか、お伺いします。

関みどり自然課長 まず、生息の実態でございますけれども、直近で生息数のモニタリングを調査しましたのが、平成23年度から平成24年度にかけてでした。そのときの数字では全県で推定生息数は723頭と推定されております。

県内の箇所ごとの内訳ですけれども、富士山丹沢山系で200頭、関東山地、主に県東北部ですけれども、こちらで295頭、西部・南アルプス付近で228頭という状況でした。

最近の目撃件数ですけれども、本年度につきましては委員から御指摘のありました205件ですけれども、昨年度は109件、平成29年度は122件、平成28年度は123件となつてございまして、本年度、過去最高を更新しておるんですけれども、それまでの最高値は平成24年度の199件というのが最も多い目撃件数でございました。

藤本委員 熊というのは、私も地元では聞いたことはあるんですけど、こういった公の数値というのはなかなか今まで出てこなかったと思うんです。

報道によりますと、ことしの特徴として例年に比べて民家に近い町なかでの

目撃情報がふえているということですが、それにはいろんな遊休地ですとか、耕作放棄地ですとか、残っている果物とか、いろいろあると思うんですが、ツキノワグマは子熊だけで見かけるということはまずないと思うんですね。大きな個体を目撃するということがふえていると思うんですが、大型の野生獣であるために人身への被害というのがとても気がかりになってくると思います。町なかに出没する理由、それと、これまでの本県の中で熊による人身への被害がどうなっているのか、お聞かせください。

関みどり自然課長 まず、人身への被害の状況ですけれども、記録が残っておりますのが平成12年度以降、20年間になりますけれども、こちらで合計48件ございました。そのうち、死亡事故については、平成12年に市川大門町内で1件起こっております。ちなみに、令和元年度は2件の人身被害がございまして、5月に都留市、10月に北杜市で起こっております。

また、人里におりてくる理由でございまして、従来からの森林総合研究所の研究によりますと、いわゆるブナやミズナラのドングリ類の豊作・凶作が1年周期で起こり、ドングリがとれない年は比較的里山におりてきやすいという研究がなされています。本年度は、ドングリ類は凶作だったという状況でございまして。

あと、委員御指摘のとおり、山地の餌が少なくなったからおりてくるということに加えて、過疎化に伴いまして、例えば柿の木が残されていると、その実が収穫されずにいる。そういったものを餌場として学習いたしまして、人里に近づいてくるということがあるようでございます。

藤本委員 人里への出没と死亡事例もあるということですが、今後、県としてモニタリング調査を行うことによって、来年度の本県でのツキノワグマの生息数ですとか、分布状況を正確に把握することができると思うんです。この調査結果を踏まえて、今後、ツキノワグマの個体の保護と管理にどのように取り組んでいくのか、伺います。

関みどり自然課長 現在、令和3年度までを管理期間とする保護管理指針を定めて取り組んでおります。新しい指針は令和4年度から開始になりますので、令和3年度中には検討してまいるといことになるかと思っておりますけれども、この次期保護管理指針に反映して、専門家の意見も聞きながら策定をしてみたいと思っております。また、得られました推定生息数や分布などのデータにつきましては、県のホームページで公開して県民に情報提供をしてみたいと思っております。

藤本委員 ぜひ、保護と管理を適切に行っていただきたいと思っております。これからも本県の豊かな森にツキノワグマが暮らし続け、私たち人間と熊がともに共生することができるような環境が続きますよう、引き続き、県の柔軟な取り組みを期待します。

関みどり自然課長 ありがとうございます。単に捕獲ということに限らず、生息環境の整備、藪の切り払いなども含めまして、人と熊が共存できるように配慮をしてみたいと思っております。

(甲斐の木づかい推進事業費補助金について)

藤本委員 次に、森の30ページの甲斐の木づかい推進事業費補助金についてお伺いします。この事業は、説明によると、机と椅子の学校施設への導入に対し助成するとありますが、これまでの導入実績がどうなっているのか、お伺いします。

鷹野林業振興課長 本事業を開始しましたのが平成24年度からでございます、本年度を含めますこの8年間で、県内の小中学校など17施設におきまして1,273組の机、椅子の導入に対し助成したものでございます。

藤本委員 17施設、1,273組に助成ということで、事業が開始して継続事業で8年目ということですが、この予算で、来年度、どのくらいの導入が予定されているのかということと、もう一つ、補助する施設はどのように決定されているのか、お聞かせください。

鷹野林業振興課長 来年度につきましては、160組の導入に対して助成を予定しております。施設の決定ですけれども、県内の市町村、学校法人、社会福祉法人など、広く要望調査を行った上で、施設箇所、施設数について決定させていただいているところでございます。

藤本委員 この事業で県産木材の利用に対する県民の理解を深めていくと思うんですけど、日常生活の中でもっと身近にそういった県産の木材に触れ合うような環境はとても大事だと思います。そこで県産木材に触れて親しむことができる環境を整えていくことが必要だと思いますし、この事業により、児童や生徒の教育環境に県産木材が取り入れられることは効果的だと考えます。県のほうでも森林環境保全基金事業として、森林環境税を財源としてこの事業を行っているということですが、基金事業は第2期計画に入っていると承知しておりますが、本事業の計画の数量というのはどうなっているのか、わかれば教えてください。

鷹野林業振興課長 この事業につきましては、いわゆる県の森林環境税を財源として、森林環境保全基金事業を行って、今、そちらは平成29年から令和3年を期間とする第2期となっています。その第2期の5年間の中で机、椅子について470組の導入に対して支援する計画となっております。

藤本委員 470組の支援をするということで、この事業は特に教育現場だと思いますが、今後、県産木材の利用を教育現場以外にもさらに広げていくべきだと思います。そのことについて、県ではどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

鷹野林業振興課長 この事業につきましては、県の森林環境税の事業の位置づけもございまして、児童生徒向けの森林や木材に対する意識を醸成するという目的となっておりますが、森の30ページの中ほどに県産材需要拡大推進事業費補助金というものがございます、こちらのほうで幅広い分野への県産木材の利用促進に取り組んでいるところでございます。

本年度は建物の外構の木堀などの開発に支援をしたところでございます。引

き続き、来年度も需要者のニーズに応じた製品開発に取り組みます業者の皆さんに対して支援をしてまいりたいと考えております。

藤木委員 ぜひ、今後も進めてもらいたいと思います。幅広い分野への県産木材への利用が進んで、木の温かみのある環境が整備されますよう、引き続き、県の積極的な取り組みを期待します。

鷹野林業振興課長 県産木材利用促進条例ができた中で、ことし基本方針をつくってございまして、幅広い分野への県産木材の利用に取り組むこととしておりますので、引き続き努力してまいりたいと思います。

(産業廃棄物最終処分場管理事業費について)

土橋委員 森の14ページ、産業廃棄物最終処分場管理事業費というところで、最終処分場管理資金等貸付金というのが5億9,322万円出ていますよね。これはどこの話ですか。

河西環境整備課長 環境整備事業団のことになります。

土橋委員 どこに対しての貸し付けですか。事業団はわかりませんが、明野の処分をしているということですか。

河西環境整備課長 この貸付金につきましては、明野の最終処分場の整備を行ったわけでございますけれども、その際に事業団が主要銀行ですとか県からの貸付金を借りて、整備の事業を行ってきたわけでございます。

しかしながら、最終的にごみの搬入量が少なかったとか、いろんな機械のふぐあい等があったりして、思うような収益が得られなかったということになってございます。そのために貸付金が残っているわけでございますが、この貸付金につきましては、これまでに県が貸し付けてきた責任において、毎年毎年、1年単位で貸し付けを行っているものでございます。それに加えて今も水処理を行っているわけでございますので、その水処理等に要する経費について貸付金を交付しているところでございます。

土橋委員 これは5億9,322万円貸し付けるんだけど、無利子で1年以内ということは返ってくるということですか。

河西環境整備課長 毎年毎年の貸し付けでございまして、ただ、現在事業団につきましては、明野の事業につきましては、ほぼ、収益がない状況でございまして、年度末に主要銀行から資金を調達しまして、県に返済をして、また、新たな年度で県からお金を借りるということを繰り返しているところでございます。

土橋委員 普通の銀行から借りて、県に返して、また県から借りて、また借りて返して、これはいつまでやるつもりでいるんですか。

河西環境整備課長 現在、明野の最終処分場につきましては、県が事業団に対して改革プランというものを策定して、経営の安定化、経営の改善等について、指導等を行っ

ているところでございますが、その改革プランの中では、明野の処分場については、最終覆土を行ってから10年ぐらいをめどに廃止を想定して考えているということで、最終的な収益等について計算を行っているところでございます。

ただ、10年間というのは想定でございますが、現在、処分場から出る浸水が、北杜市と締結している公害防止協定に基づく廃止基準に適合するかどうかというところで、廃止ができるかどうかというのは課題になっておりますので、その状況を注視しながら、いつ廃止できるかということを検討している段階でございます。

土橋委員

これはどこかの帳面に、今度返済をしてもらったという入金の処理もしているということですよ、出すということは。で、また新たに貸しているということですね。何か処分がうまくできる方法があるとしたら、こんなことをやっている間に何か間違いでもあってもいけないから、ぱっと処分してしまったほうが今となればいいような気がするけど、そういう10年をめどにということであれば致し方ないと思うけど、毎回、毎回、この金額が出てきているのが何か、変な言い方をすれば、役所というのはと思って、こんな質問をさせてもらいました。

(東京都水道水源林における集中捕獲事業費について)

市川副委員長

森の21ページ、(3)なんですけど、これは甲州市のみの補助金ですか。

関みどり自然課長

こちらの事業の内容につきましては、甲州市内の東京都水源林において、県が管理捕獲を行っております。捕獲の主体につきましては、県猟友会、または認定事業者になるかと思っておりますけれども、県からそういった事業者に発注しまして、その地域での管理捕獲を行った上で、東京都から負担金をいただくという事業の内容になります。

市川副委員長

甲州市の中に東京都の土地があるということですか。

関みどり自然課長

おっしゃるとおりです。

市川副委員長

丹波山村にはないのですか。

関みどり自然課長

丹波山村にもあると承知しておりますけれども、まず、甲州市の中で初めて、本年度試行的に、令和2年度から3年度にかけて、2年間の協定を結びまして、事業を始めたいと考えております。

市川副委員長

丹波山村にも間違いなくあると思うんだけど、何で甲州市だけなのか。

関みどり自然課長

東京都との協議の中で、まずそちらでやってみようということで合意に至ったところです。

市川副委員長

2年間だから、次はそういったところも協議するというものでいいですか。

関みどり自然課長

今後の事業につきましては、また、ゼロベースで協議をさせていただきた

いと思います。

(特定鳥獣適正管理事業費補助金について)

白壁委員 21ページ。これ2分の1になっているんだよね。これは2分の1だけもらうことになっているのかな。それ収入かなんか出ていたかな。多分そうだよ。と思うんだけど、これはどういうことで2分の1を決めたのか。本来であれば、東京都に全部もらわないと。なんでこれは2分の1にしたのか。

関みどり自然課長 そもそもが山梨県の事業ということもありまして、折半という形で考えております。

白壁委員 土地所有者は関係なくて、山梨県の中にある事業だから2分の1か。これは土地所有者がやるべき事業ではないのか。

関みどり自然課長 当然、その土地所有者という観点もあるんですけども、所有者いかにかわらず、民有地も含めまして、全域で山梨県と市町村が分担いたしまして管理捕獲を行っているという事情がございまして、2分の1という形でお話をさせていただいたところです。

白壁委員 多くとってもいいと思うんだけどな。これは、このあと丹波山とか向こうのほうも来るよね。多分、そういう方向で知事と打ち合わせしたのかな。そうなってくると、本来でやったらそっちが手をつけないところを我々が行ってやってやるんだから、2分の1というのはなんだかなという感じがするね。

(マイクロプラスチック等発生抑制対策事業費について)

ちょっと聞きたいんだけど、今回のこのマイクロプラスチックの関係の事業が出ているんだけど、これは森の5ページ。このマイクロプラスチックというのは、これは国の事業として3分の2ぐらいか、75%ぐらい。で、あと県費をこれだけ入れて、財産収入を10万円。だけど、この財産収入というのは、ごみの減量化リサイクルキャンペーンの前期のとはほぼ同じなんで、この財産収入って何だろう。この事業では、何をどういうふうにするだろう。

前島森林環境総務課長 まず、このマイクロプラスチック等発生抑制対策事業でございまして、これにつきましては、今、プラスチックごみ等の発生抑制対策計画を策定しております。年度末には策定ということです。来年は初年度になりますので、県民意識の向上を図るということで、県民大会を開催することとしたところでございます。

財産収入につきましては、環境保全基金の利子収入を充てるということでございます。

白壁委員 ということは、その利子収入というのは前年度分のこれの下のところ、継続事業的にごみの減量・リサイクルキャンペーンをやっているから、その部分として考えて、その利子収入というか、果実運用というかその中に入れていくこと。捉え方はそれでいいのかな。

前島森林環境総務課長 環境保全基金の利子収入につきましては、この事業だけではございません。そのほかの環境関係のものについては充当しております、特に今回、10万2,000円でございますけれども、特に定額をここに入れているということではございません。

白壁委員 そういう意味ではなくて、前回の、いわゆる今年度のところと新事業についてはその果実運用はしていないということだね。前回のところで見ているわけだから。ということでいいわけだね。

前島森林環境総務課長 はい、そのとおりでございます。

白壁委員 それは使えないんだね。それはもう使っていないということだね。

(林業労働力対策費について)

次が28ページ。ここで林業の従事者の拡大をということで、この事業は前からずっとやっているよね。特に最近はもちろん林業従事者というのものもあるんだけど、例えば我々が委員会で県外調査に行ったときに、林業大学校みたいなものもあった。そこでは、東京都などから来ている学生、こういう人たちに県内で就職してもらっている。高校生のインターシップをしたり。林業の成人の従事者だけではなくて、そういったインターンシップ的なものをすごくやっている。こういうものも中にインクルードされているのかな。

鷹野林業振興課長 森の29ページでございますが、4の(1)「やまなしの林業魅力発信事業」ということで、本年度からインターシップを受け付ける事業者に対して助成をして、そこは年齢にかかわらず県外からの方も受け入れるということで、インターシップを実施する事業者に対して助成する事業を、今年から開始したというところでございます。

白壁委員 そういうところが重要だからね。このインターンシップをするのに、林業の大学がないんだよね。森林県なのに。面積は狭くても、もとの分母の面積のパーセンテージ的にいって森林県だという意味だけど、そのようにうたっている限りは、やはり山梨県の中で、例えば県立には難しいのかな。そういった大学とかそういうものを、農業はあるんだよ。なんで林業がない、そういったところをしっかりとつくっていくべきだと思う。そして、あとは高校などのインターンシップ。だけど、林業だけじゃない学校も学部もあるよね。そういったところに広めていく。

あとは土木があるんだけど、土木はインターンシップがすごくある。危機的な状況だと言っているから。林業も全く同じだと思う。そういうものを考えていったらいいと思う。どうですか。

鷹野林業振興課長 委員おっしゃるとおり、担い手を確保するということが非常に厳しい状況ということもございます。林業はことしから森林環境譲与税の配分など、新たな制度も始まって、いよいよそれを担う従事者を確保、育成していかなければいけないという認識であります。

ことしは、ちょうど今の29ページの中ほどに、林業の担い手育成在り方検

討事業費ということで、来年度に向けて林業の現状や山梨の現状を踏まえた中で、確保、育成にどう取り組むべきかということ、専門家も交えた中で検討してまいりたいと考えております。

(富士山クリーンアップ事業費補助金について)

白壁委員

お願いします。

あと1点、指摘しておきたいんだけど、森の14ページ。このNPO法人とは多分、富士山クラブだと思うんだけど、ほかのところは、例えば指定管理先だとかそういったところをちゃんと明記してあるのに、ここだけNPO法人とある。今から山梨県中のそういった環境のNPO法人を集めて入札をするから、NPO法人に限ったところの入札だからNPO法人と書いたのかな。多分そうではないと思う。そうだと思うので、こういうところはちゃんとそのように明記しておいたほうがいいと思う。

河西環境整備課長 委員御指摘のとおり、この補助先につきましては、平成24年度から富士山クラブを指定して、毎年定額100万円の補助金を実施しているものでございますので、富士山クラブという格好で記載する方向で検討させていただきます。

白壁委員

検討じゃないんだって、そうじゃないよ、富士山クラブだよ、ずっと。検討ではないよ、これはもう。だったらほかのところも全部そういう書きかたをしなきゃ。検討じゃない、そういう方向で修正するということだ。

河西環境整備課長 委員御指摘のとおり、修正をさせていただきます。

(マイクロプラスチック等発生抑制対策事業費について)

前島森林環境総務課長 先ほど、白壁委員から御指摘のありましたことについて、私の答弁があやふやな部分がありましたので、ここで一度整理をさせていただきたいと思います。

森の5ページのマイクロプラスチック等発生抑制対策事業費、744万9,000円でございますけれども、委員のおっしゃったとおり、国補10分の7、521万4,000円、これに県費が223万5,000円ということで、744万9,000円でございます。

先ほどの財産収入、10万2,000円につきましては、その下のごみ減量リサイクル推進キャンペーン事業費の110万2,000円のうちの10万2,000円が財産収入ということでこの財源になっているということでございます。残りの100万円については経常経費でございますので県費ということでございます。

(県産材利用啓発事業費について)

望月(勝)委員 この県産材利用啓発事業費というのが31ページにあるわけですが、今回、新たに令和2年度でこういう事業をするということですが、去年の3月、議員提案で県産木材利用促進条例ができたわけですが、それに対してこういう新たな事業を進めるのか。これからどのような新たなものをつくっていくのか。その辺をちょっとお伺いします。

鷹野林業振興課長 県産材の普及啓発につきましては、今までもいろんな場面を通じてやってきたところですが、昨年3月、条例が制定されたところをごさいますし、それを拡充する形で、今回、新たに予算化をさせていただいたところです。

望月（勝）委員 Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワークといったものと連携しながら今まで進めてきているのではないかと思うんですけど、その中で、このネットワークとは、具体的にはどのような活動をしているのか。県内外に向けてはどのようにやっているか。その両面をお聞きしたいんですが。

鷹野林業振興課長 今、委員御指摘のとおり、昨年10月に林業木材産業関係団体や商工関係団体と連携をしまして、Yamanashi ウッド・チェンジ・ネットワークを立ち上げまして、県産木材が利用しやすいプラットフォームづくりに取り組んでいるところです。

ここでは、まず木造について防火や耐震への不安や、コストが高いなどのイメージを持たれている事業者の方がまだまだ多うございますので、特に店舗や事務所といった住宅以外の木造化がなかなか進んでいかないという状況がございます。本ネットワークでは、木造建築に対する需要者サイドの意識をチェンジしてもらおうといったシンポジウムを昨年12月に立ち上げ、実施したところがございますし、運営委員会のほうで来年度からは、そういったシンポジウムのほか、木造の優良事例の現地の見学会をすとか、設計技術者、設計者の方に向けた木造の研修会などを行いながら、県産木材の普及促進に努めていきたいと思っています。

望月（勝）委員 昨年の12月にはシンポジウムを開いたり、今後、そうした木材関係のやはり経費も高くつくような状態の中で、耐火性とかいろいろ問題があると思うんですけど、そういうものについて、県として令和2年度はどのように進めていくのか、お伺いしたいのですが。

鷹野林業振興課長 まず、木のよさや木材を利用する意義を学んでいただくためのシンポジウムの開催をするほか、県産木材の製品を紹介するパンフレットを新たに作成しまして、県産木材使用推進月間が10月となっておりますので、10月8日の木の日のキャンペーンや、期間内に小瀬スポーツ公園で行われます、森林（もり）のフェスティバルなどのイベントで、県産木材の利用に向けた普及啓発を図ってまいりたいと思います。

先ほど、県外のことの説明を漏らしました。県外に向けては、ネットワーク自体は県内の関連団体を中心に活動はしていこうとは思っていますけれども、県外に向けては、東京圏に向けた製品開発の支援とか、あるいは森林環境譲与税の関係で、都市部で木材を利用するというようになっておりますので、東京都や神奈川などの自治体に対して、山梨県の木材が使われるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員 今、話にありました森林環境譲与税を活用した中で、隣県と連携をしながら、山梨県の県産材の普及等に非常に力を入れていただけるのではないかと思います。せっかく昨年3月に県産木材利用促進条例もつくっておりますから、ぜひ

その辺も考慮しながら、しっかりとしたものを県内外に波及させていただきたいと思います。

鷹野林業振興課長 委員がおっしゃるとおり、条例の趣旨をきちんと政策に反映させていきますよう、県としても努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第28号 令和2年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※第35号 令和2年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

**※付託案件**

**※第19号 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例中改正の件**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第44号 林道事業施行に伴う市町村負担の件

質疑

市川副委員長 北線はもう前年度で終わったということですか。

山田治山林道課長 北線につきましては繰り越し工事となっております、完成は来年度になります。

市川副委員長 入札不調になったと聞いたんですけど。

山田治山林道課長 最初に入札不調がありました。3月4日か、日ははっきりとしませんが、落札になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第9号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

質疑

(伐採後の森林の機能維持対策について)

藤本委員 森林を伐採した後の森林の機能維持の対策についてお伺いします。本県では今後もさらに県産木材の利用量が増加することが予測されているのですが、それに伴い、伐採した跡地に造林する対応が大変重要であると考えています。

初めに、現在、木材利用のために伐採した後に造林をせずに放置してある山林というのは、公有林、私有林問わず、本県内にどの程度存在しているのか、その実態についてお伺いいたします。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 森林法という法律がございまして、この法律に従いまして、森林を伐採する場合には市町村に事前に届け出るという制度がございまして、この届け出がなく伐採されて、その後、造林がまだ終わっていない森林とか、事前に届けがありましても、一定期間内に造林が終わっていないという森林が平成29年度末時点で21カ所、約8.8ヘクタール存在しております。

藤本委員 8町歩以上存在しているということですが、この現状というのは、本県だけでなく全国的にあると思うんですけど、全国的に見たときに本県のその8

町歩という面積で造林が済んでいないというのは結構多いほうですか、それとも少ないほうなのでしょうか。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 新聞記事で報道があった数字でございますけれども、林野庁の資料から集計したところ、全国では386ヘクタールほど全国的にあるということでございます。本県は、先ほど申しましたように8.8ヘクタールほどでございますけれども、各県の森林面積に占める割合でこの面積を見てみますと、本県の場合は多いほうから7番目の県ということになります。全森林面積に占める割合としては、0.25%ほどでございます。

藤本委員 わかりました。全国的な中でも本県の位置というのがよくわかりましたが、本県の中で8町歩存在しているということで、地域によって偏りというのはあるのでしょうか。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 地域につきましては、中北地域で21カ所中の17カ所、峡南で4カ所となっております。県内で伐採面積は中北地区が最も多いのですが、ここが約8割を占めているということになります。

藤本委員 県としまして、このような状況が発生した経緯については、どのように認識をされているのか。また、どのように捉えているのかお聞かせください。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 造林が行われなくなった背景と申しますか理由としましては、聞いているところによりますと、やはり森林所有者の方が伐採を届け出るといって知らなかったがために届け出を行わなかったということが多く聞いておまして、そういう意味では、しっかり届け出をしてもらえよう制度の周知等を一層図っていく必要があるかと思っています。

藤本委員 周知を図っていくということですが、県としても、これまでも恐らくそういった周知等は、未然に抑制するために行ってきたとは思いますが、そうはいってもまだ、現状はそういう状態があるということで、県としてどのような施策をこれまで展開してきたのか。その展開してきた施策を教えてください。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 県としましては、例えばホームページなどでこういった制度の周知を図っております。また、水源地の条例に基づきまして新しく森林所有者になられた方に対しては、こういった届け出の制度も含めて、森林に関する規制や、こういったルールについて説明を個別にしてきたところでございます。

藤本委員 そういったことを県も行ってきましたが、実際には今、こういう状況で8町歩存在するということです。今後、伐採された後、造林などが行われずに森林の再生が進まない山林の発生を防止するために、県として、これからどのように特に取り組んでいくのかをお聞かせください。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） まず、伐採届け出の周知がまだ行き届いてい

ないことがありますので、例えば、所有者から伐採を依頼された事業者や森林組合から、森林所有者の方にきちんと伐採届を出しているかどうかというのを確認してもらうよう協力をお願いするとか、あと、森林法に基づきまして、届け出た後の造林の状況を所有者のほうから市町村に報告させるということが義務づけられておりますので、そういった報告制度を活用しまして、市町村がしっかり造林が行われているかどうか、確認をするようにということで、県としても市町村に指導してまいります。また、技術的な点については市町村を支援してまいりたいと考えてございます。

藤本委員 最後にもう、これからは世代を超えて森林の恵みを受け続けることができますように、引き続き、持続すべき森林においては、着実な再生林の保持につながる県の取り組みをお願いします。

増田森林環境部技監（森林整備課長事務取扱） 県としましては、木材の循環利用を進めていく上で、伐採した後の再生林をしっかりとやるということは大変重要なことだと、私どもも思っておりますので、市町村の役割等もありますけれども、うまく県と市町村で連携しながらしっかりと対応してまいりたいと考えます。

その他 ・ 3月9日に県土整備部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 宮本 秀憲